

除去土壌等の搬出の流れ

1 搬出作業の流れ

除去土壌等の搬出作業の流れについては以下のとおりです。

(1) 所有者様等への事前連絡

- ・作業前の打ち合わせ（事前立会い）の日程等を調整するため、搬出事業者から土地及び建物の所有者様等へ事前連絡をいたします。
- ・事前連絡の方法は、①所有者様等が除染作業実施時と変更がない場合は、原則、所有者様等へ電話連絡となります。②所有者様等の変更がある場合は、戸別訪問、郵便等での連絡となります。
- ・事前立会いについて、所有者様等が都合により立ち会うことができない場合は、代わりに事前立会いができる方をお伝えください。

(2) 事前立会い

- ・作業日程や作業内容等について事前立会いをお願いします。
- ・事前立会いは、「事前立会いシート」に沿って行い、作成した事前立会いシートの写しを立会い者にお渡しいたします。
- ・事前立会いは、原則、平日の9時～17時を想定しておりますが、土曜・日曜の対応についても考慮いたします。

(3) 搬出作業実施

- ・事前立会いの内容に沿って作業を実施します。
- ・作業の実施前後に、除去土壌等の保管箇所における空間線量率を測定します。
- ・作業は十分に注意し実施しますが、万が一、誤って建物の一部を破損した場合等に備えて、搬出事業者には損害賠償保険への加入を義務付けております。
- ・今回の搬出作業と併せて、追加の除染作業を実施することはできません。

《除去土壌等が地下保管の場合》

※地下保管された除去土壌等を搬出した後の穴は、市の基準（食品の流通基準）を満たした山砂で埋め戻しを行います。なお、覆土として使用していた表層の概ね 30cmは汚染がないため埋め戻し材として使用します。

※除去土壌等の保管箇所の表層については、資材を再利用し作業着手前と同等の復元を行います（土→土、砂利→砂利、芝→芝、舗装→舗装）。土面を砂利、芝、舗装で復元することはできません。

(4) 確認立会い

- ・搬出事業者から所有者様等へ、作業内容と作業前後の空間線量率等を記載した「事後確認シート」の内容を確認していただき終了となります。

○作業イメージ（三層シートによる地下保管の場合）



埋設箇所の掘削
(保護シート撤去)



除去土壌の掘削

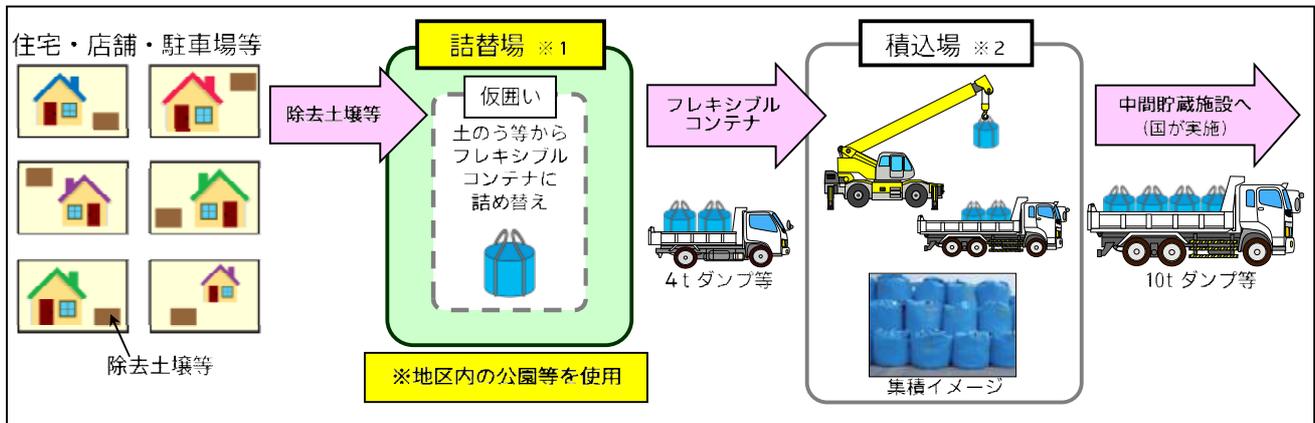


除去土壌袋詰め

(裏面へ)

2 除去土壌等の流れ

各住宅等から搬出された除去土壌等は、下図のとおり詰替場（各地区内の公園等）においてフレキシブルコンテナへの詰め替え作業を行った後、積込場へ搬出します。なお、詰替場として使用する公園等は、安全面等を考慮し仮囲いを設置します。詰替場として使用中は公園等の利用が一部制限されますので、御理解と御協力をお願いします。



※1 詰替場：各住宅等に保管してある除去土壌等を収集し、フレキシブルコンテナ（防水性を有する大きな袋）に詰め替えを行う場所。順次、積込場へ搬出するため、詰替場での保管は行いません。

※2 積込場：詰め替えされたフレキシブルコンテナを集約し、国が中間貯蔵施設（大熊町等）へ搬出するための輸送拠点。

<現在使用している積込場> ・東山霊園運動場 ・河内クリーンセンター ・深谷公園(うねめ企業団地内)
・郡山カルチャーパーク ・西田埋立処分場 ・横塚地内民有地 ・県中浄化センター ・西部第一工業団地(長橋)
・富田東土地区画整理地内公園

3 その他

- (1) 搬出作業に伴い、騒音や周辺交通の混雑等により御迷惑をおかけする場合は、車両の移動等をお願いする場合がありますので、御協力をお願いします。
- (2) 搬出作業現場及び詰替場においては、適切に交通誘導員を配置します。
- (3) 搬出作業中に所有（管理）する土地・建物の利用ができなくなったことに起因する営業等の損害については、補償できません。
- (4) 除去土壌等の埋設箇所の直上に草花や野菜等が植えられている場合、移植や補償等できないため、事前に移動等をお願いします。
- (5) 除去土壌等の保管に使用していた資材（コンクリートリング、波状管、遮水シート等）は、除去土壌等と併せて搬出します。
- (6) 土地の所有者様は、搬出作業前の「事前立会」と搬出作業後の「事後立会」をお願いします。搬出作業中は、常時立ち会う必要はありません。
- (7) アパート等の賃貸住宅の入居者に対して本通知は送付されません。賃貸住宅の入居者に対する搬出作業のお知らせについては、所有者様等から御連絡をお願いします。
- (8) 今回、搬出対象となった地区内の公園等の公共施設に保管された除去土壌等についても、住宅等と併せて搬出をいたします。
- (9) 今回の搬出作業の実施については、所有者様等の費用負担はございません。万が一、費用を請求された場合には、原子力災害総合対策課まで御連絡ください。

【問い合わせ先】 原子力災害総合対策課 輸送推進室 電話 024-924-4731